

1 研究会における御意見

	御意見	対処方針（案）
01	<p>（鉄道業 他：貨物運送サービス）</p> <p>○ 基本的には、この二次原案の方針で、品目例示がもしつけ加えられるところがあれば、つけ加えるようなことをしても良い。</p>	<p>（鉄道業）</p> <p>○ 鉄道貨物輸送事業者に対する追加ヒアリングにより、確認された事実及びそれに基づく対処方針（案）は以下のとおりである</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンテナ輸送について、郵便物の売上は区分できる。 <ul style="list-style-type: none"> → 当初原案において最下層分類で区分していた「鉄道貨物運送サービス」の「コンテナ」と「車扱」を統合分類で区分した上で、「鉄道貨物運送サービス（コンテナ）」について、当初原案において内容例示で区分していた「郵便物」と「郵便物以外」を最下層分類で区分する。 ・ コンテナ輸送について、鉄道貨物輸送事業者は、冷蔵コンテナなどの特殊なコンテナを保有しておらず、顧客が保有する冷蔵コンテナなどを使用している。したがって、鉄道貨物輸送事業者は冷蔵サービスを提供していない。（顧客が保有するコンテナを使用する分、運賃を割引している。） <ul style="list-style-type: none"> → 「鉄道貨物運送サービス（コンテナ）」について、当初原案において「常温」と「冷蔵・冷凍」を内容例示で区分していたが、冷蔵サービスを提供していないため、内容例示においても区分しない。 ・ 車扱輸送について、液体と固体は区分できる。気体の輸送は行っていない。また、車扱輸送として、大型変圧器などの特大貨物の輸送や鉄道車両の輸送を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> → 「鉄道貨物運送サービス（車扱）」について、当初原案においては、「液体・気体のバルク輸送」と「固体のバルク輸送」を内容例示で区分していたが、「液体・気体のバルク輸送」と「固体のバルク輸送」を最下層分類で区分することとし、さらに「鉄道貨物運送サービス（車扱、その他の貨物輸送）」という最下層分類を新たに設定する。

02	<p>(鉄道業、道路旅客運送業：旅客運送の区分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長距離輸送同士や短距離輸送同士の代替性など経済学的な分析においては、距離別の区分は有用であると考えられる。それ以外のユーザーのニーズがどうなのかということもあるが、距離の違いによる区分を統合分類にした方が良いと感じる。 ○ 定期分と定期以外分の違いは、支払方法の違いであり、新幹線とそれ以外の違いの方が重要である。したがって、新幹線とそれ以外を統合分類で区分し、定期分と定期以外分を最下層分類で区分すべきではないか。 	<p>(鉄道業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「鉄道旅客運送サービス」について、当初原案においては、「定期券によるもの」と「定期券によらないもの」を統合分類で区分し、「新幹線」と「新幹線以外」を最下層分類で区分していたが、「新幹線」と「新幹線以外」を統合分類で区分し、「定期券によるもの」と「定期券によらないもの」を最下層分類で区分することとする。 なお、当初原案においては、新幹線にいわゆるミニ新幹線を含めていたが、企業アンケートにより、「ミニ新幹線の運賃は在来線の運賃として管理されており、区分できない。」との回答を得たため、新幹線からミニ新幹線が除かれるよう定義を修正する。 <p>(道路旅客運送業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「一般乗合旅客自動車運送サービス」について、「長距離運送」と「長距離運送以外」を最下層分類で区分していたが、統合分類で区分することとする。 なお、高速バス事業者に対する追加ヒアリングにより、「ワンマン運行の上限を超える路線について、中間地点において運転手が交代してワンマン運行を行う場合もある。」との回答を得たため、「一般乗合旅客自動車運送サービス（長距離輸送）」の定義に、「運転手の途中交代によるワンマン運行による運送サービスを含む」旨を追記する。
03	<p>(道路貨物運送業 他：3PLサービス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3PLサービスについては、運送サービス等を含む複合サービスとしてとらえ、他の運送サービスとの関係については、分類名称や定義を調整すれば良いのではないか。 	<p>(道路貨物運送業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「その他の貨物自動車運送サービス」及び「貨物利用運送サービス（宅配便サービス・引越サービスを除く。）」の定義に、「3PL提供事業者が同サービスの一環として行っている運送サービスを除く」旨を追記する。 ○ 「倉庫サービス（冷蔵倉庫を除く）」及び「冷蔵倉庫サービス」の定義に、「3PL提供事業者が同サービスの一環として行っている保管サービスを除く」旨を追記する。 (倉庫業、運輸に附帯するサービス業) ○ 「倉庫業」及び「運輸に附帯するサービス業」のワークシートに表示されている上記の分類項目についても同様に追記する。

04	<p>(航空運輸業：航空機による広告サービス)</p> <p>○ 自動車などでも広告だけのために街中を走っているものもあるので、他の業種にも「航空機による広告サービス」と同種のサービスがないか調べる必要があるのではないか。</p>	<p>(道路貨物運送業)</p> <p>○ トラックや自転車などに広告を掲出し、商品やサービスなどの広告・宣伝を主たる目的として運行・設置するサービスの存在を確認したため、「自動車等による広告サービス」という分類を新たに設定する。なお、当該サービスは、「L73 広告業」の議論を踏まえてその取扱いを検討することとし、P扱いとする。</p> <p>なお、鉄道や船舶については、広告・宣伝を主たる目的として運行するサービスの存在を確認できなかった。</p>
05	<p>(運輸に附帯するサービス業：海洋施設提供サービス)</p> <p>○ 「栈橋泊きよサービス」が、統合分類の「海洋施設提供サービス」に位置付けられていることについては、けい船岸壁や上屋に「海洋施設」という言葉を用いることに違和感がある。</p>	<p>(運輸に附帯するサービス業)</p> <p>○ 統合分類の名称を「<u>海洋施設提供サービス</u>」から「<u>水運施設提供サービス</u>」に変更する。併せて、最下層分類の「その他の<u>海洋施設提供サービス</u>」を「その他の<u>水運施設提供サービス</u>」に名称変更する。</p>
06	<p>(運輸に附帯するサービス業：航路標識（灯台）サービス)</p> <p>○ 一次原案生産物リストの「船舶用ナビゲーションサービス」には灯台サービスが含まれており、「船舶用ナビゲーションサービス」に対応する二次原案生産物は「その他の水運附帯サービス」に含まれているとされているが、二次原案生産物リストには別途「航路標識（灯台）サービス」という最下層分類があるため、灯台サービスが入る分類が重複しているように思われる。</p>	<p>(運輸に附帯するサービス業)</p> <p>○ 「船舶用ナビゲーションサービス」に対応する二次原案生産物リストの備考欄の表記について、「後出の「その他の水運附帯サービス」に含まれる。」から「後出の「<u>航路標識（灯台）サービス</u>」及び「その他の水運附帯サービス」に含まれる。」に変更する。</p>
07	<p>(運輸に附帯するサービス業：施設管理サービス)</p> <p>○ 水運施設については、「海洋施設提供サービス」及び「水運施設管理サービス」という統合分類をたて、統合分類レベルで施設の提供サービスと施設の管理サービスを区分しているが、他方、航空施設については、「航空施設管理サービス」という統合分類の中に「飛行場提供サービス」という最下層分類があり、区分の仕方が統一していないように感じる。</p>	<p>(運輸に附帯するサービス業)</p> <p>○ 「航空施設管理サービス」中の最下層分類から「飛行場提供サービス」を除外し、「飛行場提供サービス」に係る統合分類を別途設定する。</p> <p>なお、「飛行場提供サービス」については、飛行場運営事業者に対する追加ヒアリングにより、航空会社に対する空港使用料売上（主に滑走路や給油施設などの使用料）と航空旅客に対する空港使用料売上（主に空港ターミナルビルの共用部分などの使用料）を区分することができるとの回答を得たため、航空会社に対する飛行場提供サービスに当たる「滑走路等提供サービス」と航空旅客に対する飛行場提供サービスに当たる「航空旅客サービス施設提供サービス」という2つの統合分類に区分して設定する。</p>

2 研究会後に寄せられた御意見等

	御意見等	対処方針（案）
01	<p>(鉄道業)</p> <p>○ 「既存統計調査の調査品目名」の「平成23年産業連関表」の「細品目(10桁)名」にある「手小荷物」の輸送は、二次原案生産物リストのどの生産物に入るのか。</p> <p>(航空運輸業)</p> <p>○ 「既存統計調査の調査品目名」の「平成23年産業連関表」の「細品目(10桁)名」にある「国内航空旅客輸送」の「手荷物」と「国際航空旅客輸送」の「手荷物」は、二次原案生産物リストの「航空貨物運送サービス」の「国内航空貨物輸送サービス(郵便物を除く)」と「国際航空貨物輸送サービス(郵便物を除く)」の中に、それぞれ含まれると解してよいか。</p>	<p>(鉄道業)</p> <p>○ 「新幹線」及び「新幹線以外」の、「定期券によらない鉄道旅客運送サービス」の定義に、「手小荷物運送サービスを含む」旨を追記する。 (道路旅客運送業)</p> <p>○ 「一般乗合旅客自動車輸送サービス」の「長距離運送」及び「長距離運送以外」の定義に、「手荷物運送サービスを含む」旨を追記する。 (水運業)</p> <p>○ 「外航旅客海運サービス」、「沿海旅客海運サービス」及び「内陸旅客水運サービス」の「観光・娯楽を主な目的とするもの以外のもの」の定義に、「手小荷物運送サービスを含む」旨を追記する。 (航空運輸業)</p> <p>○ 「航空旅客輸送サービス」中の最下層分類のうち、「緊急時救急輸送サービス」及び「航空関連レクリエーションサービス」を除く各分類項目の定義に、「手荷物運送サービスを含む」旨を追記する。</p>
02	<p>(鉄道業 他：旅客運送サービスと貨物運送サービスの区分)</p> <p>○ 鉄道業、水運業及び航空運輸業では、統合分類ベースで「旅客運送サービス」と「貨物運送サービス」が区分されているが、これよりもさらに上位の分類で「旅客」と「貨物」が区分されなければ、上で述べた識別可能性が失われる可能性がある。 細分類に対応する上位分類の設定の際、「旅客」と「貨物」の識別可能性が失われないような分類として設定いただきたい。</p>	<p>(鉄道業 他)</p> <p>○ 今後、統合分類より上位の分類構成を検討する際には、左記ご意見の内容に留意し、検討することとする。</p>
03	<p>(水運業・航空運輸業：貨物運送サービス)</p> <p>○ 輸出入に関する輸送コストは、JSNA推計上、国内貨物運輸マージンには計上されないことから、「貨物」は国内向けと国外向けに区分されることが望ましい。 水運業では統合分類ベースで「外航貨物海運サービス」が設定され、航空運輸業では最下層分類ベースで「国内航空貨物サービス」、「国際航空貨物サービス」が設定されているが、これらについても、上位分類の設定の際、国内、国外の識別可能性が失われない分類として設定いただきたい。</p>	<p>(水運業)</p> <p>○ 今後、統合分類より上位の分類構成を検討する際には、左記ご意見の内容に留意し、検討することとする。 (航空運輸業)</p> <p>○ 「航空貨物輸送サービス」に係る「国内」と「国際」の区分については、統合分類レベルで区分する。 また、今後、統合分類より上位の分類構成を検討する際には、左記ご意見の内容に留意し、検討することとする。</p>

04	<p>(道路貨物運送業：宅配便サービス) (航空運輸業：貨物輸送サービス（郵便物）)</p> <p>○ 郵便や宅配便の輸送コストは、JSNA 推計上運輸マージンに計上されないことから、他の輸送手段と区分されるように設定していただきたい。</p> <p>道路貨物運送業では、統合分類ベースで宅配便サービスとそれ以外が、航空運輸業では「航空貨物輸送サービス」の最下層分類ベースで郵便物とそれ以外が区分されているが、これらについても、上位分類の設定の際、宅配とそれ以外、郵便とそれ以外の識別可能性が失われない分類として設定いただきたい。</p>	<p>(道路貨物運送業)</p> <p>○ 「宅配便サービス」については、今後、統合分類より上位の分類構成を検討する際に、上記ご意見の内容に留意し、検討することとする。</p> <p>(航空運輸業)</p> <p>○ 「航空貨物輸送サービス（郵便物）」について、左記ご意見のとおりに分類を構成するとすれば、統合分類よりさらに上位の分類において「航空貨物輸送サービス（郵便物）」という分類を立てることになると考えられるが、貨物の違いによる区分は、運輸業全体として最下層分類で区分することで統一されており、貨物の違いによる区分をどの階層で行うかという点について整合性が保てないことになることから、「郵便物」と「郵便物以外」の区分については、原案のとおり、最下層分類で区分すべきと考える。</p>
05	<p>(鉄道業 他：貨物輸送サービス（郵便物）)</p> <p>○ 「航空貨物輸送サービス」にのみ、「郵便物の輸送」が設定されているが、鉄道業や道路貨物運送業など他の輸送手段にも同様に「郵便物の輸送」を設定すべきではないか。</p>	<p>(鉄道業)</p> <p>○ 上記 1-01 に記載のとおり。</p> <p>(道路貨物運送業)</p> <p>○ 郵便事業者から郵便物の輸送を請け負う道路貨物運送事業者の存在を確認したが、当該売上を区分できるという根拠はないため、「その他の貨物自動車運送サービス」の内容例示として「自動車による箱詰めまたはその他梱包商品等の輸送（常温、郵便物）」を設定する。</p> <p>なお、当該道路貨物運送事業者が、郵便物の第二種利用運送も請け負っている事実を確認したが、当該売上を区分できるという根拠はないため、「貨物利用運送サービス（宅配便サービス・引越しサービスを除く。）」の内容例示として「貨物利用運送による箱詰めまたはその他梱包商品等の輸送（郵便物）」を設定する。</p> <p>(水運業)</p> <p>○ 平成 23 年産業連関表によれば、「沿海・内水面貨物輸送」による「郵便物の輸送」の生産額が 14 億円あるが、当該売上を区分できるという根拠はないため、「バルク輸送以外の貨物の輸送に係る沿海貨物海運サービス（自動車を除く）」の内容例示として「バルク輸送以外の貨物の輸送に係る沿海貨物海運サービス（常温、郵便物）」を設定する。</p> <p>(運輸に附帯するサービス業)</p> <p>○ 道路貨物運送業と同様に「貨物利用運送サービス（宅配便サービス・引越しサービスを除く。）」の内容例示として「貨物利用運送による箱詰めまたはその他梱包商品等の輸送（郵便物）」を設定する。</p>

06	<p>(航空運輸業：航空機使用サービス)</p> <p>○ 「航空機使用サービス」のうち、最下層分類に設定されている「航空関連レクリエーションサービス」や「航空機による操縦訓練サービス」については、これまでの JSIC における航空運輸業に含まれていない可能性がある。</p>	<p>(航空運輸業)</p> <p>○ 「航空関連レクリエーションサービス」(遊覧飛行などを想定)について、航空法上の取扱いを検討したところ、遊覧飛行は、「航空機使用事業」ではなく、「航空運送事業」に含まれることが判明したため、「航空機使用サービス」ではなく、「航空旅客輸送サービス」の最下層分類として設定することとする。</p> <p>また、「航空機による操縦訓練サービス」について、航空法上の取扱いを検討し、航空機の操縦訓練は「航空機使用事業」に含まれることを確認した。しかしながら、自動車教習所など、他の輸送機械の運転技能を教授するサービスは「08172 各種学校」あるいは「08299 他に分類されない教育、学習支援業」に含まれることから、「航空機による操縦訓練サービス」はP扱いとし、「〇教育、学習支援業」の議論を踏まえてその取扱いを検討することとする。</p>
07	<p>(道路旅客運送業)</p> <p>○ ライドシェアについては、現段階では一部の地域でしか導入されていないことから本原案には含まれていないが、これらが本格的に導入されるなど、新サービスが出てきた場合は、生産物分類への追加を検討する等、機動的な対応が必要ではないか。</p>	<p>(道路旅客運送業)</p> <p>○ 今後の検討課題として承りたい。</p>

3 研究会後に新たに得られた情報

	新たに得られた情報	対処方針(案)
01	<p>企業アンケートや追加ヒアリングにより、各産業の副業を以下のとおり把握した。</p> <p>(鉄道業)</p> <p>○ 「宿泊付きパック旅行の企画販売」「マンションの分譲」「貨物に係る損害保険の代理店業」</p> <p>(道路旅客運送業)</p> <p>○ 「自動車保険の代理店業」「日帰りバスツアーの企画販売」「小荷物預かり、コインロッカー業」</p>	<p>(鉄道業)</p> <p>○ 「宿泊付きパック旅行サービス」「不動産取引サービス」「損害保険代理店サービス」をP扱いで設定する。</p> <p>(道路旅客運送業)</p> <p>○ 「損害保険代理店サービス」「日帰り旅行サービス」「物品預かりサービス」をP扱いで設定する。</p>

02	<p>(道路旅客運送業)</p> <p>○ 企業ヒアリングにより、一般路線バスにおいて定期券に係る運賃収入を区分できることを確認した。</p>	<p>(道路旅客運送業)</p> <p>○ 統合分類「一般乗合旅客自動車運送サービス（長距離運送以外）」の最下層分類を「定期券による一般乗合旅客自動車運送サービス（長距離運送以外）」と「定期券によらない一般乗合旅客自動車運送サービス（長距離運送以外）」に区分する。</p>
03	<p>(航空運輸業：運航受託)</p> <p>○ 企業アンケートにより、ヘリコプター運航事業者が、他者（事業者・一般消費者）が保有するヘリコプターの運航や整備、維持管理を受託している事例を把握した。</p>	<p>(航空運輸業)</p> <p>○ 統合分類及び最下層分類として「航空機運航受託サービス」という分類項目を新たに設定する。</p>
04	<p>(運輸に附帯するサービス業：沿海貨物海運サービス)</p> <p>○ 企業アンケートにより、港湾運送事業者が副業として「内航海運事業」を営んでいる事例を把握した。</p>	<p>(運輸に附帯するサービス業)</p> <p>○ 水運業の分類項目である「沿海貨物海運サービス」と同じものを運輸に附帯するサービス業の分類項目として設定する。</p>